

在宅の医療及び介護事業所のための

暴力・ハラスメント対策マニュアル

作成しました！

当該マニュアルを活用いただき、積極的に、事業所における暴力・ハラスメント対策を講じるようお願いいたします。



管理者には、従事者のメンタルヘルスケアを実施すること(労働安全衛生法第69条)のほかに、**従事者の安全を確保する義務**(労働契約法第5条)があり、これを怠った場合には、損害賠償責任などの民事責任を問われるおそれもあります。



主な掲載内容

- ◆ マニュアル作成の背景や目的
- ◆ 暴力・ハラスメントの種類と具体例
- ◆ 暴力・ハラスメントの実態と対策の必要性
- ◆ 暴力・ハラスメントのリスク要因
- ◆ 暴力・ハラスメント対策の基本的な考え方
- ◆ 事業所として取り組むべきこと(平時、発生時、発生後の対応)
- ◆ 職員自身によるハラスメント対策(平時、発生時、発生後の対応)
- ◆ 事例集
- ◆ 資料集(対応フローチャート、福岡県の取組、相談連絡先一覧など)

在宅の医療や介護の継続的で円滑な提供のためには、「利用者への医療や介護の質の担保」と「従事者の安全確保」の両立が必要です。

暴力・ハラスメントは、個人の問題ではなく、事業所全体の問題として捉えましょう。

県では、事業所が活用できる補助制度等も用意しています。

ダウンロードは **QRコード** から

マニュアルの全体版をはじめ、県の暴力・ハラスメント対策の取組は、福岡県ホームページに掲載しています。

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。